

はり・きゅう治療、マッサージ治療には 各種助成制度が適応されます

武雄市

武雄市では、はり・きゅう施術について施術料金の一部を助成しています。

対象

市内に住所がある50歳以上の方

助成内容1枚900円の助成券を年間40枚まで交付

施術1回につき1枚利用(900円を差し引いた額を支払う)はり・きゅうのみ利用可

お問合せ

武雄市福祉部健康課

TEL 0954-23-9135

佐賀県 職員互助会助成

対象

互助会より「鍼灸マッサージ指定施設利用証」を発行してもらってください。

こちらで領収証を発行いたします。

所定窓口へ申請頂くと割引金額が還付されます。

保健所に届け出の施設で施術を受けたとき 1回 1,000 円を給付（年間12回まで）

お問合せ

一般社団法人佐賀県職員互助会

佐賀市城内一丁目1番59号

TEL 0952-24-2427

佐賀県 教職員互助会

対象

互助会より「鍼灸マッサージ等施術料補助金請求書」を貰ってください。

こちらで領収証を発行いたします。

所定窓口へ申請頂くと割引金額が還付されます。(年18回)

※請求給付は、会員が所定の様式を提出しなければ給付されません。

給付金は指定の共済・互助口座(佐銀県庁支店口座)へ振込まれます。

はり・きゅう・あんま・マッサージ施術料補助金

保健所に届け出の施設で施術を受けたとき 1回 1,000 円を給付（年間18回まで）

お問合せ

一般財団法人佐賀県教職員互助会

佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県教育庁内

TEL 0952-25-7092